

# 青梅都市計画区域区分の変更（案）

# 都市計画の案の理由書

## 1 種類・名称

青梅都市計画区域区分

## 2 理由

本地区は、圏央道青梅インターチェンジ北側に隣接しており、広域交通の結節点となっている地区である。

本地区は「多摩部19都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（令和3年3月）」において、市街地整備の見通しが明らかになった段階で、農林業との十分な調整を行い、市街化調整区域から市街化区域に編入し、流通業務機能などが集積する拠点を形成する区域に位置付けられている。

また、「青梅市都市計画マスタープラン（平成26年5月）」において、区域区分や農振農用地の見直しを促進するとともに、土地区画整理事業により基盤整備を進め、物流を中心とした流通業務機能などの集積を図る区域に位置付けられている。

今回、流通業務機能の拠点の基盤を整備する土地区画整理事業をおおむね3年以内に着手することが確実で、当該事業に関する都市計画が市街化区域と市街化調整区域との区分の変更と同時に定められることとなった約50.1ヘクタールの区域について、区域区分を変更するものである。

青梅都市計画区域区分の変更（東京都決定）

青梅都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分

計画図表示のとおり

理由 土地区画整理事業をおおむね3年以内に着手することが確実な区域で、当該事業に関する都市計画が市街化区域と市街化調整区域との区分の変更と同時に定められる区域について、市街化区域に編入する。

(参考)

人口フレーム

(千人)

区 分		年 次	2015 年 (平成 27 年)	2030 年 (令和 12 年)
		都市計画区域内人口		137
	市街化区域内人口		130	116
		配分する人口	130	116
		保留する人口	-	0
		(特定保留)	-	0
		(一般保留)	-	0

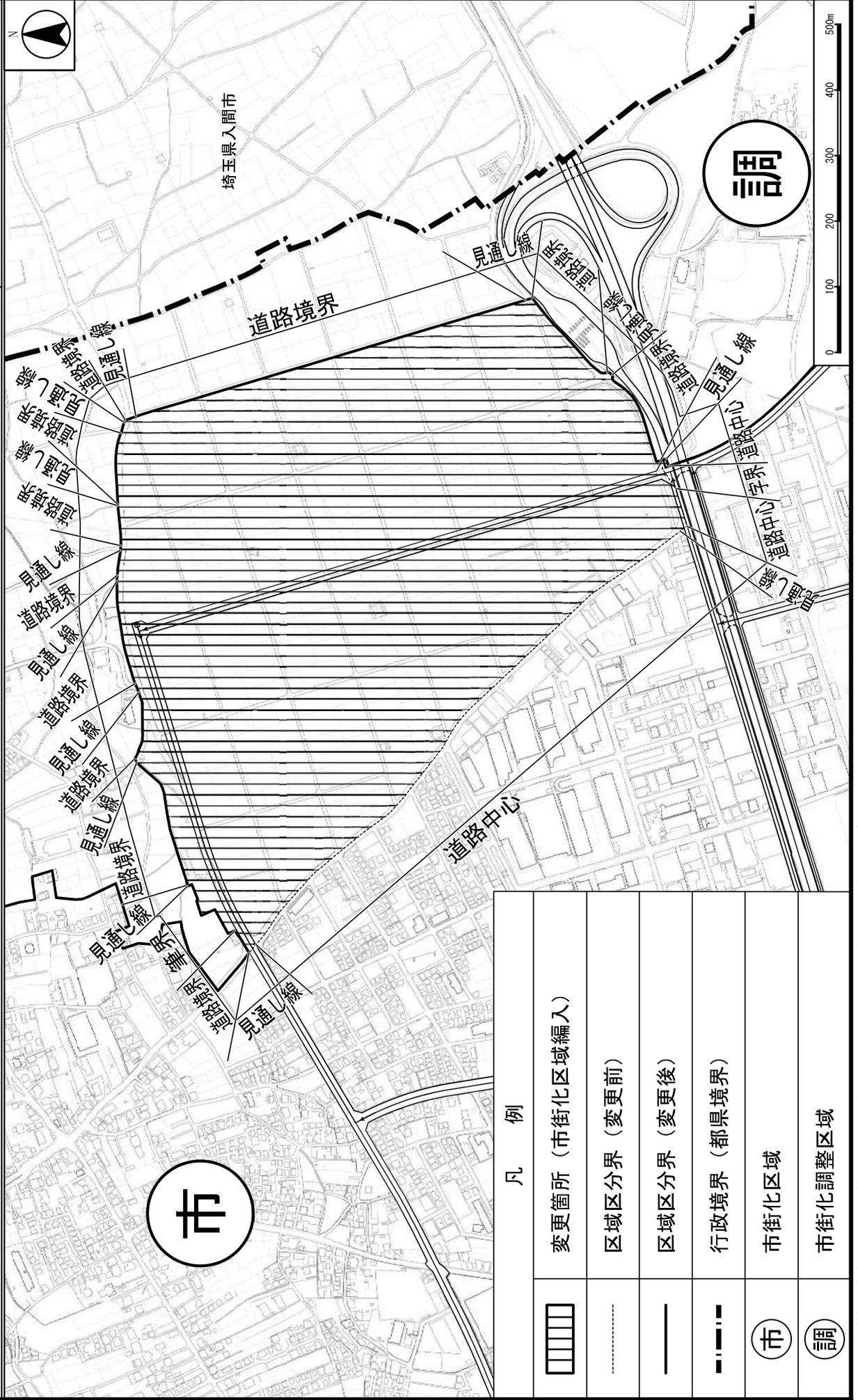
## 変更概要

変更箇所	変更前	変更後	面積
青梅市今井二丁目、 今井四丁目及び今井 五丁目各地内	市街化調整区域	市街化区域	約 50.1ha



# 青梅都市計画区域区分 計画図

[東京都決定]



## 凡 例

	変更箇所 (市街化区域編入)
	区域区分界 (変更前)
	区域区分界 (変更後)
	行政境界 (都県境界)
	市街化区域
	市街化調整区域

「この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都幅員2,500分の地形図を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。(承認番号) 4都市基文審第13号」  
 「(承認番号) 4都市基街都第113号、令和4年7月4日」